

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏名 株式会社利昌 代表取締役 平良 静雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県嶺南振興局二州保健所長 安井 裕子



許可の年月日 平成26年 9月 3日

許可の有効年月日 平成33年 8月31日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエレン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエレン、1,1,2-トリクロエレンもしくは1,3-ジクロプロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエレン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエレン、1,1,2-トリクロエレン、1,3-ジクロプロペンもしくはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエレン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエレン、1,1,2-トリクロエレン、1,3-ジクロプロペンもしくはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエレン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエレン、1,1,2-トリクロエレンもしくは1,3-ジクロプロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし



( 裏面あり )

( 裏 面 )

4. 許可の更新、変更の状況

- (1) 平成 9 年 9 月 1 日 新規許可
- (2) 平成 14 年 9 月 1 日 更新許可
- (3) 平成 16 年 3 月 10 日 変更許可

・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンまたは1,3-ジクロロブタンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（水銀、酢酸、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブタンまたはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水銀、酢酸、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブタンまたはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）および汚泥（酢酸、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンまたは1,3-ジクロロブタンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

- (4) 平成 19 年 9 月 1 日 更新許可
- (5) 平成 24 年 1 月 24 日 優良確認
- (6) 平成 26 年 9 月 3 日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有  無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  有  無